

屋外広告物における例外許可に関する関係法令等（抜粋）

姫路市屋外広告物条例

（許可の基準）

第 5 条 市長は、広告物等が次の各号のすべてに該当する場合に限り、前条第 1 項の許可をすることができる。

- (1) 第 10 条第 1 項の規定に違反しないものであること。 **禁止地域**
- (2) 第 11 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反しないものであること。 **禁止物件**
- (3) 第 12 条各号に掲げる広告物等に該当するものでないこと。 **禁止広告物**
- (4) その他規則で定める基準に適合するものであること。 **規則 6 条**

2 前項の規定にかかわらず、市長は、姫路市景観・広告物審議会(姫路市景観・広告物審議会条例(平成 20 年姫路市条例第 48 号)第 1 条に規定する姫路市景観・広告物審議会をいう。以下「審議会」という。)の意見を聴き、地域の良好な景観の形成に資し、かつ、公衆に対する危害を及ぼすおそれがないと認める広告物等については、前項第 4 号の規則で定める基準に適合しない場合であっても、前条第 1 項の許可をすることができる。

景観・広告物審議会条例

（デザイン部会）

第 11 条 審議会に委員の一部及び専門委員をもって構成するデザイン部会を置く。

2 審議会は、デザイン部会に次に掲げる事項について調査審議させるものとする。

- (1) 姫路市都市景観条例第 20 条の 2 及び第 20 条の 5 の規定による協議に関すること。
- (2) 姫路市都市景観条例第 20 条の 7 の規定による勧告及び公表に関すること。
- (3) 姫路市都市景観条例第 13 条第 1 項の規定に基づく景観計画に定められた行為の制限に関する事項のうち景観形成基準の適用除外に関すること。
- (4) 姫路市屋外広告物条例第 5 条第 2 項の規定による許可に関すること。